



TOWN TOPICS 2/5 日

PR動画制作が始まりました

4月に町制施行70周年を迎える須恵町のPR動画制作にあたり、第1回須恵町プロモーション会議がアザレアホール須恵で開催され、27人が参加しました。最初に、株式会社ロボットのプロデューサー柳井 研氏より、今回のプロジェクトについてお話があり、その後、目標とする映像を見て、撮影したいシーンなどの検討を始めました。最後に、映像で伝えるために必要なことをまとめました。今後も会議や制作の様子を広報すえや須恵町ホームページなどでお知らせしていきます。



グループごとに話し合います

TOWN TOPICS 1/28 土

応急手当講習会が開催されました

すこやかコミュニティ主催の応急手当講習会が須恵第一小学校で開催され、校区の子どもから大人、消防団員(本部、佐谷、上須恵の各分団)の47人が参加しました。講習会では粕屋南部消防組合消防本部救急隊の皆さんの指導のもと、AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生法などの救命に関する実践体験を行いました。参加者は熱心に講習に取り組み、いざというときのための技術と知識を習得しました。



AEDの使用方法を体験

事例2 4年半住んだ賃貸マンションを退去した。敷金は2か月分を預けていた。管理会社と退去時の立ち会いを行なった際、壁の穴やクロスすの破れ、クッションフロアの傷、ふすまの穴などを指摘された。先日、原状回復の清算書が届き、総額40万円ほど請求された。高額で納得いかない。

事例1 8年間住んだ賃貸アパートを退去した。入居時の敷金礼金はなかった。先日、清算書が届き、天井と壁のクロス張り替え、床フローリング張り、ユニットバス内排水口蓋ひび割れ交換などで合計28万円となっていた。普通に暮らしていたつもりなので納得いかない。

相談事例

3月から4月は引越しシーズンです。新生活で賃貸住宅を借りる人も多いと思いますが、さまざまなトラブルが発生しています。

賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには

消費生活110番



アドバイス

物件探しの際の注意点

- ※1 賃貸住宅を退去する際の原状回復^{※1}の基本的な考え方として、**経年変化^{※2}や通常損耗^{※3}の回復費用は貸主負担**となり、借主の故意・過失により生じた損耗などの回復費用は借主の負担となります。物件探しの段階から、トラブルを未然に防ぐために原状回復の内容について確認しましょう。また、賃料などは別に敷金(保証金)や敷引き(解約引き)といった一時金の受け渡しが行われていることがあるので、これらの内容についても、よく確かめておきましょう。
- ※2 賃借人の居住、使用による損耗を復旧すること。
- ※3 建物・設備などの自然的な劣化・損耗など(例:日照による畳やフロスの変色など)

契約するときの注意点

賃貸借契約書の内容、特に契約事項をしっかりと確認しておくことが大切です。また、入居前からあった汚れや傷であるかどうかトラブルの原因になることがありますので、貸主の立ち会いのもと、部屋の状況を写真やチェックリストで、確認・保存しておくようにしましょう。

退去するときの注意点

退去時にも入居時と同様に点検に



どちらが勝ったかな?



子どもたちも白熱のサッカーゲーム



ゴールが決まり歓喜の輪



消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

開設日 月曜日～金曜日

(祝日・年末年始は休み)

相談時間 10時～15時30分

場所 志免町地域安全安心センター2階

(志免町志免中央1の10の10)

問い合わせ先

☎ 9366-1594

FAX 9366-1610



かすや中南部広域消費生活センターホームページ

※相談の際は電話で「ご連絡ください」。